

第15回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年5月23日（金）
午前10時

場 所

神奈川県川崎市中原区小杉町2丁目276番地1
パークシティ武蔵小杉
ザ ガーデン タワーズイースト2階
川崎市コンベンションホール

議決権行使期限

2025年5月22日（木） 午後7時まで

SFP
HOLDINGS

SFPホールディングス株式会社

証券コード：3198

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より当社への格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
第15回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

第15期（2024年3月1日～2025年2月28日）は、社会経済活動が正常化する下で、円安によるインバウンド需要の増加や個人消費の持ち直しもあって、景気は緩やかな回復基調を辿りました。一方で、原材料・資源・食材価格の高騰に金融資本市場の変動等も重なり、先行きは依然として不透明な状況が続きました。

また、当社が主に展開する居酒屋業態につきましては、人流回復やインバウンド客の増加により昨年比では売上を伸ばしているものの、団体や深夜帯利用の回復は緩やかなものに留まっております。

このような状況の中で当社グループは、引き続き固定費の増加抑制に努めるとともに、食材価格の高騰を踏まえたメニュー改定や弾力的な価格設定、臨機応変な営業時間の見直し、人財採用の積極化など、収益性の改善に向けた取り組みを推し進めてまいりました。また、出店戦略においては、小型かつ低投資の大衆酒場業態の開発・出店を継続するとともに、地方都市での出店にも注力しております。

その結果、第15期における当社グループの売上高は30,389百万円（前期比4.5%増）、営業利益は2,186百万円（前期比7.9%増）、経常利益は2,281百万円（前期比2.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,485百万円（前期比14.2%減）となりました。また、1株当たりの年間配当金は26円（中間配当13円、期末配当13円）とさせていただきました。なお、第16期の1株当たりの年間配当予想は28円（中間配当14円、期末配当14円）を予定しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 佐藤 誠

(証券コード：3198)
2025年5月1日
(電子提供措置の開始日2025年4月30日)

株 主 各 位

東京都世田谷区玉川二丁目24番7号
S F P ホールディングス株式会社
代表取締役社長 佐 藤 誠

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第15回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.sfpdining.jp>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年5月22日（木）午後7時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。後記「議決権行使についてのご案内」も併せてご覧ください。）

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月23日（金）午前10時（受付開始時刻 午前9時）
2. 場 所 **神奈川県川崎市中原区小杉町2丁目276番地1**
パークシティ武蔵小杉 ザ ガーデン タワーズイースト2階
川崎市コンベンションホール

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第15期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、予定しておりません。
なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

下記4つの方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、いずれかの方法にて議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

①株主総会にご出席される方



株主総会開催日時

2025年5月23日（金曜日）
午前10時

株主総会開催場所

神奈川県川崎市中原区小杉町2丁目276番地1
パークシティ武蔵小杉
ザガーデンタワーズイースト2階
川崎市コンベンションホール

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ・株主様ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ・株主総会会場内での写真撮影・録画・録音については、禁止とさせていただきますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

②書面の郵送により 議決権を行使される方

行使期限

2025年5月22日（木曜日）
午後7時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

※議案に賛否の表示がない場合には、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

③「スマート行使」により 議決権を行使される方

行使期限

2025年5月22日（木曜日）
午後7時入力完了分まで

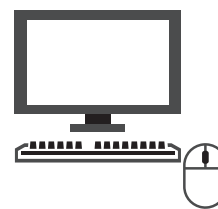


同封の議決権行使書用紙の右下『スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード』をスマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

④議決権行使ウェブサイトより 議決権を行使される方

行使期限

2025年5月22日（木曜日）
午後7時入力完了分まで



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

▶スマート行使または議決権行使ウェブサイトより議決権を行使される場合の注意点

- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・プロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・議決権行使書とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

「スマート行使」による 議決権行使方法

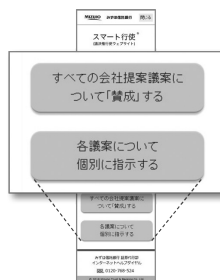
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

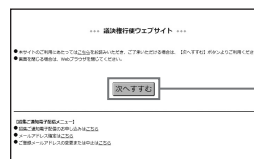
0120-768-524 (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時～午後9時 (年末年始を除く))

議決権行使ウェブサイトによる 議決権行使方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

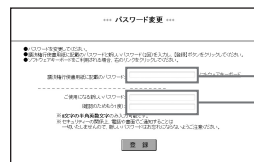
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と実際にご使用になる新しいパスワードを入力し、「登録」をクリック



「パスワード」を入力

「新しいパスワード」を入力

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様へ

(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

議案及び参考事項

第 1 号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3 名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（3 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役 3 名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席回数
1 再任	さとう まこと 佐藤 誠	代表取締役社長	18 / 18 回 (100%)
2 再任	かとう ひろし 加藤 裕	取締役	18 / 18 回 (100%)
3 新任	きむら あきひろ 木村 哲博	常務執行役員 管理部門管掌	— / — 回 (— %)

候補者番号

1

さ と う
佐藤

まこと
誠

(1963年6月21日生)

再任

所有する当社の株式数

83,000株

取締役会への出席状況

18/18回(100%)

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年4月	銀座レストラン高松 入社	2011年10月	当社 取締役常務執行役員商品本部長
1988年10月	サムカワフードプランニング株式会社 入社	2013年1月	当社 代表取締役社長（現任）
		2020年5月	S F Pダイニング株式会社 代表取締役
2003年4月	同社 取締役営業本部長	2021年1月	株式会社CMD 取締役（現任）
2003年12月	同社 取締役開発本部長	2022年1月	S F Pダイニング株式会社 取締役
2011年5月	サムカワフードプランニング株式会社（現当社） 取締役商品本部長		（重要な兼職の状況） 株式会社CMD 取締役

● 取締役候補者とした理由

同氏は、当社の前身であるサムカワフードプランニング株式会社入社以来、営業部門、開発部門、商品部門を歴任し、2013年より当社の代表取締役に就任しております。以降、迅速な意思決定、ステークホルダーとの良好な関係構築等を通じて、当社グループの経営をけん引し、企業価値向上を図るために適切な役割を果たしております。当社グループのリーダーとして、当社グループの更なる発展に必要な不可欠であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号
2

かとう
加藤

ひろし
裕
(1965年1月19日生)

再任

所有する当社の株式数

4,500株

取締役会への出席状況

18/18回(100%)

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1988年 8 月	株式会社西洋フードシステムズ (現コンパスグループ・ジャパン株 式会社) 入社	2018年 3 月	当社 営業本部長
1996年 3 月	株式会社ラムラ 入社	2020年 3 月	当社 執行役員兼事業統括本部長
1998年 6 月	サムカワフードプランニング株式 会社 入社	2020年 5 月	当社 取締役 事業統括部門担当
2014年 4 月	SFPダイニング株式会社（現当社） 営業本部 鳥良事業部長	2022年 1 月	S F P ダイニング株式会社 代表取締役(現任)
2016年 3 月	当社 営業本部 磯丸事業部長	2023年 9 月	当社 取締役(現任) (重要な兼職の状況)
2016年 9 月	S F P オペレーションズ株式会社 (現 S F P ダイニング株式会社) 取締役		S F P ダイニング株式会社 代表取締役

● 取締役候補者とした理由

同氏は、当社の前身であるサムカワフードプランニング株式会社入社以来、各種業態の店舗勤務を経験し、店長、スーパーバイザー、部長、本部長、執行役員を歴任し、2020年5月に当社取締役に就任、また2022年1月には子会社の代表取締役に就任しております。店舗運営の豊富な経験を有するとともに、当社に20数年在籍し、当社の店舗運営から管理までの幅広い知識を有しており、営業統括の立場から当社の企業価値向上と持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

きむら

木村

あきひろ

哲博

(1970年12月2日生)

新任

所有する当社の株式数

43,900株

取締役会への出席状況

— / — 回 (— %)

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1993年11月	サムカワフードプランニング株式会社 入社	2021年9月	株式会社CMD 出向 代表取締役社長
2010年1月	同社 磯丸事業部長	2025年3月	株式会社CMD 取締役（現任）
2016年9月	SFPダイニング株式会社（現当社） 商品開発部長	2025年3月	当社 常務執行役員 管理部門管 掌（現任）
2019年3月	当社 商品本部長兼商品開発部長		（重要な兼職の状況） 株式会社CMD 取締役

● 取締役候補者とした理由

同氏は、当社の前身であるサムカワフードプランニング株式会社入社以来、各種業態の店舗勤務を経験し、店長、スーパーバイザー、部長、本部長を歴任し、2021年9月に関連会社の代表取締役に就任、2025年3月に当社常務執行役員に選任されております。店舗運営、商品開発の広範な知識を有するとともに、30年を超える社歴を有しており、当社運営に対する豊富な知識を有しております。営業・商品開発双方の立場から当社の企業価値向上と持続的な成長のために適切な人材と判断し、新たに取締役に選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。又、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

【取締役選任に関する監査等委員会の意見】

監査等委員でない取締役の選任については、監査等委員会が当社取締役会及び取締役に係る基本的な枠組み・考え方や候補者選定の方針を代表取締役に確認し、協議いたしました。

この結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役の選任について会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

第2号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役長南伸明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
再任 社外 独立	ちょうなん 長南 のぶあき 伸明	取締役（監査等委員）	18／18回 (100%)	12／12回 (100%)

ちょうなん
長南

のぶあき
申明

(1973年9月9日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

一株

取締役会への出席状況

18/18回(100%)

監査等委員会への出席状況

12/12回(100%)

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年4月	太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所	2017年7月	株式会社gumi 社外取締役
2008年7月	EY新日本有限責任監査法人 パートナー	2017年8月	UUUM株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)
2015年8月	長南申明公認会計士事務所 代表(現任)	2019年5月	当社 社外取締役(監査等委員)(現任)
2015年9月	株式会社スタジオアタオ取締役 (現任)	2020年7月	株式会社gumi 社外取締役(監査等委員) (重要な兼職の状況) 長南申明公認会計士事務所 所長 株式会社スタジオアタオ 取締役 UUUM株式会社 社外取締役(監査等委員)

● 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、公認会計士としての長年の識見、経験と、各社における役員経験から、当社の監査等委員である取締役(社外取締役)として適任であると判断し、又監督機能強化への貢献及び経営的視点からの助言を期待し、選任をお願いするものです。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 長南申明氏は社外取締役候補者です。
3. 長南申明氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、同氏が社外取締役に就任してからの年数及び監査等委員である取締役に就任してからの年数はいずれも本総会の終結の時をもって6年です。
4. 当社は長南申明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、長南申明氏との間で、当社の定款に基づき会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令で定める額としております。又、同氏の選任が承認可決された場合、同様の内容の契約を継続する予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。又、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会の決定に基づき、新たにPwC Japan有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものです。

なお、監査等委員会がPwC Japan有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の監査実績、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、監査品質及び管理体制等を勘案したこと、また、親会社である株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの会計監査人として選任が予定されており、同一の監査法人を選任することで、より効率的な監査も期待されるため、当社の経営環境等を踏まえて総合的に検討した結果、同監査法人が、当社の会計監査人として適任と判断したためです。

会計監査人候補者の概要等は、次のとおりです。

名	称	PwC Japan有限責任監査法人	
主たる事務所の所在場所		東京都千代田区大手町1－1－1 大手町パークビルディング	
沿革	革	2006年6月	あらた監査法人設立 (日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームとして設立)
		2015年7月	PwCあらた監査法人に法人名称変更
		2016年7月	有限責任監査法人へ移行し、PwCあらた有限責任監査法人に法人名称変更
		2023年12月	PwCあらた有限責任監査法人とPwC京都監査法人が合併、PwC Japan有限責任監査法人として業務開始
概要	要	資本金	1,000百万円 (2023年12月1日現在)
		人 員 数	パートナー(社員) 245名
			監査・クライアントサービス従事職員 3,212名
			その他職員 128名
			合計 3,585名 (うち、公認会計士1,249名、会計士補・全科目合格者643名) ※2024年6月30日現在
		監査関与会社	1,490社 (2024年6月30日現在) 金商法・会社法監査：212／金商法監査：49／会社法監査：534／学校法人監査：2／その他の法定監査：298／その他の任意監査：395

以上

取締役会スキルマトリックス

当社は、取締役に対して特に期待する分野を整理することで、経営理念、長期ビジョンを実現するための経営体制を明確にしております。

なお、本招集ご通知記載の候補者が原案どおり選任された場合の取締役会の構成は以下のとおりとなります。

氏名	特に期待する分野・スキル					
	企業経営 事業戦略	商品開発	営業 店舗開発	コーポレートガバナンス 法務コンプライアンス	人事労務 人材開発	財務・会計 金融 M&A
佐藤 誠	○	○	○	○		
加藤 裕	○		○	○	○	
木村 哲博	○	○		○		○
長南 伸明	○			○		○
高見 由香里	○			○	○	
柿田 徳宏				○		○
石井 祐輔			○	○		○

〈ご参考〉

(1) 取締役選任に関する方針及び手続き

当社は、取締役候補者については、飲食事業経験の有無を問わず、幅広く豊富な経験や知識を有し、人格に優れた方を、社内だけでなく社外からも選定するとともに、社外取締役候補者については、他企業における豊富な経営経験及び事業運営に関する知見、法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識を有する方を選定することとし、十分議論の上、最終的に取締役会にて決定しております。なお、監査等委員である取締役候補者については、会社法第344条の2第1項に従い、監査等委員会の同意を得ることとしております。

(2) 社外役員の独立性の判断基準

当社は、社外役員の独立性については、会社法上の社外取締役の要件や株式会社東京証券取引所の定める独立性基準等を考慮し判断しております。又、独立社外取締役の候補者については、他企業における豊富な経営経験及び事業運営に関する知見、法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、十分な議論を通じて、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定しております。

1 企業集団の現況に関する事項

（1）当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動が正常化する下で、円安によるインバウンド需要の増加や個人消費の持ち直しもあって、景気は緩やかな回復基調を辿りました。一方で、原材料・資源・食材価格の高騰に金融資本市場の変動等も重なり、先行きは依然として不透明な状況となっております。

外食産業におきましては、インバウンド需要が引き続き旺盛であり、売上は年間を通じてコロナ前を上回り堅調に推移しております。当社が主に展開する居酒屋業態では、人流回復やインバウンド客の増加により昨年比では売上を伸ばしているものの、団体や深夜帯利用の回復は緩やかなものに留まっております。

このような状況の中で当社グループは、引き続き固定費の増加抑制に努めるとともに、食材価格の高騰を踏まえたメニュー改定や弾力的な価格設定、臨機応変な営業時間の見直し、人財採用の積極化など、収益性の改善に向けた取り組みを推し進めてまいりました。また、出店戦略においては、小型かつ低投資の大衆酒場業態の開発・出店を継続するとともに、地方都市での出店にも注力しております。

鳥良事業部門においては、当連結会計年度末現在の店舗数は35店舗となり、当連結会計年度の売上高は5,278百万円（前期比2.2%増）となりました。

磯丸事業部門においては、「磯丸水産」を2店舗出店した一方で、「磯丸水産」を2店舗退店いたしました。また、「磯丸水産」及び「磯丸水産食堂」をフランチャイズで各1店舗出店し、当連結会計年度末現在の店舗数は直営99店舗、フランチャイズ18店舗となり、当連結会計年度の売上高は18,461百万円（前期比4.8%増）となりました。

その他部門においては、「五の五」を2店舗、「鉄板ホルモン五の五」を1店舗出店したほか、「焼きとんふく助」及び「浜焼ドラゴン」各1店舗を「五の五」へ、「ホームベース」1店舗を「鉄板ホルモン五の五」へ業態転換し、当連結会計年度末現在の店舗数は33店舗となり、当連結会計年度の売上高は4,659百万円（前期比9.5%増）となりました。

フードアライアンスメンバー（連結子会社）においては、株式会社ジョー・スマイルが「磯丸水産」を1店舗出店した一方で、「光の森珈琲」を1店舗退店いたしました。また、株式会社クルークダイニングが「梅と鶯」及び「飯田晋太郎」を各1店舗退店いたしました。その結果、当連結会計年度末現在の店舗数は株式会社ジョー・スマイルが12店舗、株式会社クルークダイニングが11店舗となり、当連結会計年度の売上高は1,989百万円（前期比2.8%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度末の総店舗数は、直営190店舗、フランチャイズ18店舗となり、当連結会計年度における当社グループの売上高は30,389百万円（前期比4.5%増）、営業利益は2,186百万円（前期比7.9%増）、経常利益は2,281百万円（前期比2.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,485百万円（前期比14.2%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は481百万円であり、その主なものは新規出店資金（敷金及び保証金を含む）及び既存設備の買い替えです。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2022年 2 月期)	第 13 期 (2023年 2 月期)	第 14 期 (2024年 2 月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2025年 2 月期)
売 上 高 (千円)	10,404,800	22,913,271	29,079,640	30,389,199
経 常 利 益 (千円)	2,202,295	1,583,866	2,236,639	2,281,647
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (千円)	1,745,732	549,810	1,731,413	1,485,153
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	67.70	21.32	71.00	65.15
総 資 産 額 (千円)	16,096,817	17,574,643	13,303,477	13,963,714
純 資 産 額 (千円)	12,438,641	12,540,181	7,744,392	8,732,651
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	482.34	486.27	339.84	383.00

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第13期の期首から適用しており、第13期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2022年 2 月期)	第 13 期 (2023年 2 月期)	第 14 期 (2024年 2 月期)	第 15 期 (当事業年度) (2025年 2 月期)
売 上 高 (千円)	1,956,344	2,505,861	3,477,596	3,535,826
経 常 利 益 (千円)	146,114	507,874	1,428,081	1,493,216
当 期 純 利 益 (千円)	1,900,939	108,640	913,049	920,136
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	73.72	4.21	37.44	40.36
総 資 産 額 (千円)	17,559,945	16,543,735	12,473,351	12,829,008
純 資 産 額 (千円)	13,141,622	12,734,495	7,165,831	7,540,932
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	509.59	493.81	314.45	330.74

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第13期の期首から適用しており、第13期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスであり、同社は当社の株式を13,435,500株（議決権比率58.94%）保有しております。また当社と親会社との間で、営業上の取引関係がございます。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
S F P ダイニング株式会社	9,900千円	100%	飲食事業
株式会社ジョー・スマイル	45,000千円	100%	飲食事業
株式会社クルークダイニング	10,000千円	100%	飲食事業

(4) 対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、訪日外国人観光客（インバウンド）の増加やデリバリーサービスの普及など新たな需要が定着しつつあり、一部の地域ではそれらの恩恵を享受している一方で、インフレによる物価高や賃金の上昇という課題にも直面しており、先行きは依然不透明な状況が続いております。当社グループでは、インフレの影響として一部原材料の値上げはあるものの、メニューの見直しや価格の改定を通じて、原価率の抑制を行っています。また、業界全体で人手不足が続いていることから、人手の確保はもとより、人財流出の抑制も重要な課題であり、一定程度の賃上げも必要かつ有効な方策であると認識しております。

当社グループといたしましては、こうした諸課題への積極的な取り組みを通じて、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。なお、具体的な施策は以下のとおりです。

① インフレによる物価高への対応

当社グループにおける物価高の影響は、主に魚介類・アルコール類等が中心となる原材料から店舗運営の水光熱費・人件費（採用費）等の販売管理費全般に及びます。

原材料の値上がりに対しては、これまで商品規格の見直しやグループ企業との共同購買、一部の商品の価格改定を通じて対応してきました。引き続き、同様の取り組みを行ってまいります。必要に応じて更なる販売価格への価格転嫁なども視野に入れてまいります。水光熱費の値上がりに対しては、全店の節電活動を通じて影響を最小限に抑える取り組みを継続してまいります。

② 人財の獲得・育成

今後の更なる成長に向け、店舗運営体制の整備、ひいては人財の獲得・育成は重要な課題です。当社グループとしては、人事制度の見直しや賃上げを通じて、採用条件や待遇を改善し、優秀な人財の獲得や人財流出の抑制に取り組んでおります。また、特定技能1号試験に合格した外国人を積極的に採用しています。特に外国人の場合は、採用後の様々な研修によって早期の戦力化を図り、定期的なフォローで定着を促していくことが重要です。今後は、外国人育成・支援体制も強化しながら、生産性の向上に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

当社グループは、手羽先唐揚専門店の「おもてなしとりよし」及び魚貝・鮮魚を名物とする「磯丸水産」を主力業態として、居酒屋を主として直営方式にてチェーン展開しております。なお、一部地域においてはフランチャイズ方式を採用しております。又、未出店エリアへの展開や新業態の開発にも積極的に取り組んでおります。各業態の特徴は以下のとおりです。

事業部門	業態名・特徴	
鳥良事業部門	おもてなしとりよし	当社の創業業態「鳥良」が大切にしてきた【おもてなし】の形をさらに磨き上げた「おもてなしとりよし」。手作りを基本とした料理、和装のスタッフによる心尽くしのおもてなしを、和モダンな寛ぎの空間でお楽しみいただけます。昭和59年の創業当時から変わらない看板料理「手羽先唐揚」をはじめ、当店ならではのこだわりの名物料理の数々をお楽しみいただける業態です。
	鳥良商店	『鶏料理屋ならではの商品を、美味しく気軽に楽しみたい』をコンセプトに、看板料理「手羽先唐揚」はもちろんのこと、「鶏くわ焼き」、「鶏そば」といった鶏料理の魅力を味わい尽くせるラインナップが自慢の業態です。
磯丸水産事業部門	磯丸水産	水槽から引き揚げたばかりの活貝や、一番人気の「蟹味噌甲羅焼き」を目の前で焼きながら、海辺の磯料理屋の楽しさを、駅前立地で気軽に楽しみたいだけの業態です。
	磯丸水産食堂	新鮮な刺身定食や海鮮丼など、多種多様な食事メニューをご用意しております。磯丸水産のお馴染みメニューもご提供しておりますので、お食事処としても酒場としても用途に合わせて気軽にご利用いただける業態です。
その他部門	鉄板二百℃、玉丁本店、ビストロISOMARU、ぎづなすし、生そば玉川、いち五郎、ホームベース、五の五、鳥平ちゃん、町鮎とろたく	
フードアライアンスメンバー	株式会社ジョー・スマイル	前川水軍、天草水軍、ひやくしょう茶屋、平蔵、麦うさぎ、伊達祭、前川珈琲店
	株式会社クルークダイニング	からあげセンター、長野といえは、パニクマン、天ぷらと寿司18坪、ビストロ磯丸会館、信州須坂フルーツブルワリー、抹茶館

(6) 主要な事業所等 (2025年2月28日現在)

① 当社

本 社 (二子玉川オフィス)	東京都世田谷区玉川二丁目24番7号
本 社 (武蔵小杉オフィス)	神奈川県川崎市中原区新丸子東3丁目1200番

(注) 二子玉川オフィスは登記上の本店所在地であり、本社業務の大部分は武蔵小杉オフィスで行っております。

② 子会社 (S F P ダイニング株式会社)

本 社	東京都世田谷区
店 舗	167店舗

(注) フランチャイズ店舗 (18店舗) は除外しております。

③ 子会社 (株式会社ジョー・スマイル)

本 社	熊本県熊本市
店 舗	12店舗

④ 子会社 (株式会社クルークダイニング)

本 社	長野県安曇野市
店 舗	11店舗

(7) 企業集団の従業員の状況 (2025年2月28日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,032名	70名減	31.4歳	4.7年

- (注) 1. 従業員数には使用人兼務取締役及び臨時雇用者を含んでおりません。
2. 平均年齢は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しております。
3. 上記のほか、契約社員、パート及びアルバイトが1,474名 (1日8時間換算) おります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	500,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	200,000千円
その他の	116,702千円
合計	816,702千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2025年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,813,689株
- (3) 当事業年度末の株主数 44,081名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス	13,435,500株	58.93%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,057,700株	4.64%
三井物産流通グループ株式会社	210,000株	0.92%
麒麟麦酒株式会社	210,000株	0.92%
みのりホールディングス株式会社	210,000株	0.92%
宝酒造株式会社	120,000株	0.53%
株式会社 N S K	105,000株	0.46%
株式会社 平喜屋	105,000株	0.46%
佐藤 誠	83,000株	0.36%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	74,000株	0.32%

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで表示しております。
2. 持株比率は、自己株式13,285株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	1,500株	1名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、4(2)❶および❷に記載しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項 (2025年2月28日現在)

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 使用人に対し当事業年度中に交付した新株予約権等

該当事項はありません。

4 会社の役員の状況

(1) 取締役の状況 (2025年2月28日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤 誠	社業全般 株式会社CMD 取締役
常務取締役	池田 宏	店舗開発部門、広域事業部管掌 店舗開発本部長、広域事業部長
取締役	加藤 裕	SFPダイニング株式会社 代表取締役
取締役（監査等委員）	長南 伸明	長南伸明公認会計士事務所 所長 株式会社スタジオアタオ 取締役 UUUM株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	高見 由香里	株式会社ウィルウィル 代表取締役 株式会社ZUU 社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	柿田 徳宏	けやき総合法律事務所 共同パートナー 株式会社デサント 社外監査役
取締役（監査等委員）	石井 祐輔	株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス 取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役長南伸明、高見由香里及び柿田徳宏の各氏は社外取締役です。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 監査等委員長南伸明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役長南伸明、高見由香里及び柿田徳宏の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しています。
5. 当社は、非業務執行取締役である長南伸明、高見由香里、柿田徳宏及び石井祐輔の各氏との間において、当社の定款に基づき、会社法第423条第1項に定める各氏の当社に対する損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限り、法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役であり、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由を設けています。
7. 取締役柿田徳宏は、2025年3月31日をもって、株式会社デサントの社外監査役を辞任により退任いたしました。

8. 当社は執行役員制度を導入しており、2025年2月28日現在における執行役員(執行役員を兼務している取締役を除く。)は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	中 居 康 幸	人事・総務本部長
執 行 役 員	原 悦 久	管理本部長兼経理財務部長

9. 2024年5月24日をもって取締役（監査等委員）池田竜郎氏、取締役（監査等委員）森本裕文氏は辞任により退任いたしました。
10. 2024年5月31日をもって常務取締役（管理、人事・総務部門、マーケティング部管掌、管理本部長、マーケティング部長）坂本聡氏は、辞任により退任いたしました。

（２）取締役の報酬等

① 報酬等の決定方針に関する事項

株主総会の決議に基づく報酬等限度額の範囲内で、職務、実績等を総合的に判断し決定しております。報酬等限度額につきましては、2015年12月22日開催の第5回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額90,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役について年額20,000千円以内とすることをそれぞれ決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は2名)です。

また、当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役2名)が出席し、十分な議論を尽くした上で、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針(以下、「決定方針」という。)を決議しておりますが、2024年4月25日開催の取締役会において、同年5月24日開催の第14回定時株主総会にて、

後記③の株式報酬制度を導入する内容の第3号議案「取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、決定方針を一部変更し、非金銭報酬に係る内容を決定方針に追記することを決議いたしました(決議時の対象取締役は4名)。その後同株主総会で同議案が承認され、決定方針は以下の概要のとおりに変更されました。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定的な基本報酬と業績によって支給額が変動する業績連動報酬により構成された金銭報酬及び非金銭報酬である株式報酬とする。
- 金銭報酬の基本報酬の額は役職ごとの役割の大きさや責任の範囲を勘案して決定する。
- 金銭報酬の業績連動報酬の額は、各取締役の各事業年度の業績目標として、売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益及び取締役毎に定める定量・定性目標の達成度合いに応じて、超過の場合は基本報酬のプラス10%までの範囲で、未達成の場合は基本報酬のマイナス10%の範囲で決定する。
- 非金銭報酬は取締役会が定めた一定期間後に譲渡制限を解除する譲渡制限付株式とし、企業価値

の持続的な向上を図るインセンティブの付与等を目的に取締役就任後原則1回付与する(ただし社外取締役を除く。)。付与する譲渡制限付株式は、原則として取締役就任後1回のみ付与することを踏まえて、各取締役の役割の大きさや責任の範囲等を勘案して、金銭報酬とは別に決定する。

- 監査等委員である取締役の報酬は、職務の性格に鑑み業績との連動は行わず、金銭報酬である基本報酬のみとする。
- 取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定は、本方針の範囲内で代表取締役に一括して委任する。

② 業績連動報酬等に関する事項

当社は、経営効率を高め安定した財務体質を維持しつつ、持続的成長を達成するために、各取締役の各事業年度の業績目標として、売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益及び取締役毎に定める定量・定性目標の達成度合いに応じて、超過の場合は基本報酬のプラス10%までの範囲で、未達成の場合は基本報酬のマイナス10%の範囲で決定しております。業績連動報酬に係る指標として売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益を選択した理由は、当該指標が企業価値向上を図る上での指標として最も有効であると判断したことによるものです。

③ 非金銭報酬等に関する事項

当社は、取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として株式報酬制度を導入しており、取締役会決議を経て、対象者に対し普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当を行います。当該株式報酬の内容は、普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付とし、2年間から5年間までの間で取締役会が定める期間を譲渡制限期間とします。また、譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分される当社の普通株式は年間5,000株以内、その報酬の総額は年間10百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当を含む。)によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

④ 個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、決定方針に従い、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長佐藤誠に取締役の年額報酬の役位別、個人別の配分の具体的内容の決定を委任しております。委任の理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長が適していると判断したためです。

⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	78,609	70,775	4,756	3,078	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	10,400	10,400	—	—	4

- (注) 1. 上記の表の支給人数は、無報酬の役員2名(監査等委員である取締役2名)を含みません。
2. 非金銭報酬の内容は当社の普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当てであり、割当ての際の条件等は前頁記載のとおりであり、当事業年度における交付状況は、取締役1名307万円です。
3. 当社の社外役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額(当社の社外役員であった期間に受けたものに限る。)はございません。
4. 上記には、当事業年度中に退任した取締役2名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役(監査等委員)長南伸明氏は、長南伸明公認会計士事務所所長、株式会社スタジオアタオ取締役、及びUUUM株式会社社外取締役(監査等委員)です。これらの兼職先と当社との間に取引関係はございません。

社外取締役(監査等委員)高見由香里氏は、株式会社ウィルウィル代表取締役、株式会社ZUU社外取締役(監査等委員)です。これらの兼職先と当社との間に取引関係はございません。

社外取締役(監査等委員)柿田徳宏氏は、けやき総合法律事務所共同パートナーです。当該兼職先と当社との間に取引関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	長南 伸明	当事業年度に開催された取締役会には、18回中18回（100％）出席、又監査等委員会には12回中12回（100％）出席し、主に公認会計士としての見地から、又監査等委員会委員長（選定監査等委員）として、財務・会計の留意点等につき、当社の業務執行の適正性確保および経営的視点から有益な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	高見 由香里	当事業年度に開催された取締役会には、18回中18回（100％）出席、又監査等委員会には12回中12回（100％）出席し、法務コンプライアンス、人事労務等の抱負な現場経験に基づき、当社の業務執行の適正性確保および経営的視点から有益な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	柿田 徳宏	社外取締役就任後に開催された当事業年度の取締役会には、13回中13回（100％）出席、又監査等委員会には10回中10回（100％）出席し、主に弁護士としての見地から、法令遵守・コーポレートガバナンス上の留意点等につき、当社の業務執行の適正性確保のため有益な発言を適宜行っております。

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ**(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額**

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,000千円

- (注) 1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

又、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況等を総合的に勘案して、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

I 業務の適正を確保するための体制の概要

当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会で決議した内容は、以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び従業員が法令や定款及び社会通念に沿った行動を行うよう「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」に基づき、定期的な研修等を通じて周知徹底に努める。
- ② 社長がチーフ・コンプライアンス・オフィサーとなり、当社グループのコンプライアンス意識向上に努める。
- ③ 適切な財務諸表作成のために、経理財務部部長は「経理規程」に基づき、業務を執行するとともに、周知徹底に努める。
- ④ コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別に、コンプライアンス相談窓口（電子メール）及び顧問弁護士宛の内部通報窓口による報告経路を設置しており、法令違反行為や不正行為の早期発見及び迅速且つ適切な対応を行う体制を整備している。
- ⑤ 監査部は各部署の監査を定期的に行うとともに、チーフ・コンプライアンス・オフィサーや監査等委員会との情報交換会を定期的に開催する。
- ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体、並びに、これらと係わりのある企業や団体、個人とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、又、これらによる不当要求は断固として拒否することを、「企業行動規範」において、遵守事項として掲げている。又、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合は、担当部署が情報を一元管理し、所轄警察署への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整備している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、「文書管理規程」に基づき、所定の期間保存する。定めのない情報については、管理部門管掌役員と協議の上、保存の要否及び期間を定めて保存する。
- ② 取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループには、店舗オペレーショナルリスク、コンプライアンスリスク、投資リスク、信用リスクといった事業リスクがある。これらのリスクについては、個々の責任部署が対応し、必要に応じて取締役会において状況の確認及び必要な措置を検討する。

又、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、当社グループ内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した関連社内規程を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

- ② 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、迅速に対応することとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社においては、定例取締役会を毎月1回以上開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ② 当社取締役会は、毎事業年度末までに当社グループにおける翌事業年度の経営目標を決定し、目標達成に向けた経営計画を策定の上、毎月開催される取締役会において進捗状況を確認する。
- ③ 当社取締役会において当社グループの取締役の業務執行範囲を定めるとともに、当社グループの「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「職務権限規程（別表）」その他の規程に基づいた権限委譲を各役職員に行い、効率的な業務執行を実現する。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、当社と親会社及び子会社との情報の共有化、各種の指示・要請の伝達や実行が効果的に行われる体制を整備する。

子会社の取締役は、当社が定める規程等に従い、その職務の執行に関する事項を定期的に（但し、重大な事項については逐次）当社に報告する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するための使用人を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

補助使用人は総務部門と兼務とし、監査等委員が必要と認める人数を確保する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとする。

(8) 当社の監査等委員会への報告に関する事項

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うこととする。

- ② 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告を行う。

- (9) 監査等委員会に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに処理するものとする。

- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催し、会社の対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について、意見交換を行うこととする。
- ② 監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保证する。

- (12) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠した財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

Ⅱ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社グループの取締役及び従業員が法令や定款及び社会通念に沿った行動を行うよう、役員及び店長が出席する会議や、社内メール等を通じて研修・啓蒙を行っております。
- (2) 取締役会議事録、株主総会議事録、その他重要な書類等は文書管理規程に基づき適切に作成・管理しております。
- (3) 監査等委員は、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席しております。又、代表取締役社長は、監査等委員と定期的に意見交換を行っております。
- (4) 監査等委員、取締役、使用人及び会計監査人は、随時意見交換会を行い、監査等委員会監査の実効性の確保を図っております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、新規出店・新業態開発等の事業展開と経営体質強化のための内部留保、経営成績及び財務状況を勘案し、安定継続的な配当を行うことを基本方針としております。又、当社は、中間配当と期末配当の剰余金の配当を行うことを基本としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会です。

2025年2月期につきましては、中間配当を1株当たり13円、期末配当を1株当たり13円（年間合計1株当たり26円）とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	6,760,924	【流動負債】	4,098,988
現金及び預金	5,277,369	買掛金	791,533
売掛金	884,552	短期借入金	700,000
原材料及び貯蔵品	132,429	1年内返済予定の長期借入金	82,048
未収入金	93,658	未払費用	954,580
その他	372,914	未払法人税等	420,671
		賞与引当金	90,327
【固定資産】	7,202,790	株主優待引当金	122,287
(有形固定資産)	3,284,545	店舗閉鎖損失引当金	1,650
建物及び構築物	2,971,410	資産除去債務	14,036
工具、器具及び備品	290,872	その他	921,852
土地	11,570		
リース資産	10,367	【固定負債】	1,132,074
建設仮勘定	324	長期借入金	34,654
その他	0	退職給付に係る負債	342,029
(無形固定資産)	268,477	資産除去債務	677,311
のれん	250,764	その他	78,079
その他	17,712		
(投資その他の資産)	3,649,767		
繰延税金資産	585,118	負 債 合 計	5,231,062
敷金及び保証金	2,918,852	純 資 産 の 部	
その他	145,795	【株主資本】	8,703,400
		資本金	49,340
		資本剰余金	505,639
		利益剰余金	8,174,640
		自己株式	△26,219
		【その他の包括利益累計額】	29,250
		退職給付に係る調整累計額	29,250
		純 資 産 合 計	8,732,651
資 産 合 計	13,963,714	負 債 及 び 純 資 産 合 計	13,963,714

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

連結損益計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		30,389,199
売上原価		8,843,518
売上総利益		21,545,681
販売費及び一般管理費		19,358,806
営業利益		2,186,874
営業外収益		
受取賃貸料	4,200	
協賛金収入	202,580	
持分法による投資利益	4,535	
その他の	59,004	270,321
営業外費用		
支払利息	5,994	
支払手数料	174	
不動産賃貸原価	3,060	
過年度消費税等	162,174	
その他の	4,144	175,547
経常利益		2,281,647
特別利益		
固定資産売却益	7,727	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	6,799	14,527
特別損失		
固定資産除却損	3,154	
減損損失	79,363	
店舗閉鎖損失	7,106	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	1,650	91,275
税金等調整前当期純利益		2,204,900
法人税、住民税及び事業税	669,944	
法人税等調整額	49,692	719,636
当期純利益		1,485,263
非支配株主に帰属する当期純利益		109
親会社株主に帰属する当期純利益		1,485,153

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

連結株主資本等変動計算書

(2024年 3 月 1 日から
2025年 2 月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	49,340	505,659	7,259,351	△50,177	7,764,173
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△569,864	－	△569,864
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	－	－	1,485,153	－	1,485,153
自 己 株 式 の 処 分	－	871	－	23,958	24,829
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	△890	－	－	△890
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	△19	915,288	23,958	939,227
当 期 末 残 高	49,340	505,639	8,174,640	△26,219	8,703,400

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	△19,781	△19,781	7,744,392
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	－	－	△569,864
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	－	－	1,485,153
自 己 株 式 の 処 分	－	－	24,829
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	－	△890
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	49,031	49,031	49,031
当 期 変 動 額 合 計	49,031	49,031	988,259
当 期 末 残 高	29,250	29,250	8,732,651

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 SFPダイニング株式会社
株式会社ジョー・スマイル
株式会社クルークダイニング

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数及び名称

持分法適用会社の数 2社

持分法適用会社の名称 株式会社クリエイティブ・サービス
株式会社CMD

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ.有形固定資産

定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15年～34年

工具、器具及び備品 3年～15年

ロ.無形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

又、のれんについては、10年から20年の定額法によっております。

ハ.リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零又は残価保証額とする定額法を採用しております。
---------	---

(5) 重要な引当金の計上基準

- | | |
|-------------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| ③ 株主優待引当金 | 株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。 |
| ④ 店舗閉鎖損失引当金 | 店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、翌連結会計年度以降に閉鎖することが決定した店舗について、損失見込額を計上しております。 |

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、居酒屋を中心とした飲食業を営んでおり、飲食店舗において、顧客からの注文に基づき料理を提供した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該サービス提供時点で収益を認識しております。

又、収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

なお、当社グループにおいては、約束した対価の金額に関する重要な金融要素はありません。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

イ.退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ.数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生の翌連結会計年度に一括費用処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	3,284,545千円
減損損失	79,363千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位を主に店舗としております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みであること等、減損の兆候が認められる

資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上しております。なお、店舗固定資産の回収可能価額は主として使用価値により測定しております。

減損損失の認識及び測定において使用する将来キャッシュ・フローは、取締役会において承認された翌連結会計年度の事業計画を基礎にしております。事業計画は複数の仮定に基づいて策定されております。売上高については、直近の実績を基礎として、インバウンド需要の好調、食材価格等の値上がりを踏まえたメニュー単価の改定、メニュー見直し等による客数増加が翌連結会計年度以降も継続することを仮定しております。また、売上原価、販売費及び一般管理費については、一部の原材料価格、水道光熱費及び物流費が高止まりしていることや、人財採用の積極化と生産性向上により当連結会計年度と同水準の人件費の計上が翌連結会計年度以降も継続することを仮定しております。

当社グループは、店舗固定資産の減損における主要な仮定を、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。主要な仮定は、外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、見積りの変更が必要となった場合には、翌連結会計年度において店舗固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	585,118千円
--------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、取締役会において承認された翌連結会計年度の事業計画を基礎にして課税所得を見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。事業計画は複数の仮定に基づいて策定されております。売上高については、直近の実績を基礎として、インバウンド需要の好調、食材価格等の値上がりを踏まえたメニュー単価の改定、メニュー見直し等による客数増加、さらに当連結会計年度に新規出店した店舗による売上高への寄与が翌連結会計年度以降も継続することを仮定しております。また、売上原価、販売費及び一般管理費については、一部の原材料価格、水道光熱費及び物流費が高止まりしていることや、人財採用の積極化と生産性向上により当連結会計年度と同水準の人件費の計上が翌連結会計年度以降も継続することを仮定しております。

当社グループは繰延税金資産の回収可能性における主要な仮定を、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。主要な仮定は、外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、見積りの変更が必要となった場合には、翌連結会計年度において回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	3,100,000千円
借入実行残高	750,000千円
差引額	2,350,000千円

(2) 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	
建物及び構築物	4,799,514千円
工具、器具及び備品	1,338,444千円
リース資産	189,718千円
その他	10,755千円
合計	6,338,432千円

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 過年度消費税等

過年度消費税等の内容は、修正申告を予定している金額を計上したことによるものです。

(2) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
東京都他	店舗(10店舗)	建物附属設備他	79,363千円

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

店舗にかかる減損損失の内訳は、建物及び構築物67,393千円、工具、器具及び備品6,162千円及びその他5,806千円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを13.49%で割り引いて算定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	22,813,689株	一株	一株	22,813,689株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	25,385株	一株	12,100株	13,285株

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 12,100株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年4月12日 取締役会	普通株式	273,459	利益剰余金	12.00	2024年2月29日	2024年5月7日
2024年10月11日 取締役会	普通株式	296,405	利益剰余金	13.00	2024年8月31日	2024年11月8日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年4月14日 取締役会	普通株式	296,405	利益剰余金	13.00	2025年2月28日	2025年5月2日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主に店舗の新規出店に必要な資金を設備投資計画に照らして、必要性を勘案し調達しております。資金運用については、資金の流動性確保を第一とし、一部について、信用リスク、金利等を考慮し、元本割れの可能性が極めて低いと判断した金融商品で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗賃貸取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、概ね固定金利で調達しております。償還日は決算日後5年以内であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、取引先ごとに期日及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。敷金及び保証金については、取引開始時に差入先の信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜差入先の信用状況の把握に努めております。

ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

経理財務部が適時に資金繰表を作成・更新するとともに、適切な手許流動性を確保すること等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	2,918,852	2,731,291	△187,561
資産計	2,918,852	2,731,291	△187,561
長期借入金 (※)	116,702	116,626	△75
負債計	116,702	116,626	△75

(※) 1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金は記載を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金（1年内返済予定の長期借入金は除く）、未払法人税等については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	43,741

(※)非上場株式については「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	2,731,291	－	2,731,291
資産合計	－	2,731,291	－	2,731,291
長期借入金	－	116,626	－	116,626
負債合計	－	116,626	－	116,626

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、想定した賃貸借契約に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、概ね固定金利であり、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
店舗売上高	30,254,998
その他売上高	134,201
顧客との契約から生じる収益	30,389,199
その他の収益	—
外部顧客への売上高	30,389,199

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（6）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	767,528	884,552
契約負債	9,478	13,558

(※) 連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に含まれております。

なお、当社グループにおいて契約資産はありません。

契約負債はフランチャイズ店から受け取った加盟契約時の加盟金であり、収益の認識に伴い取り崩しております。連結貸借対照表上において、契約負債は流動負債の「その他」に含まれております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格は、契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	383円00銭
(2) 1 株当たり当期純利益	65円15銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	5,776,489	【流動負債】	4,235,185
現金及び預金	3,079,626	買掛金	730,382
売掛金	6,351	短期借入金	700,000
関係会社売掛金	223,232	未払金	183,126
貯蔵品	174	関係会社未払金	1,456,987
前払費用	346,180	未払費用	486,578
関係会社短期貸付金	20,000	未払法人税等	273,835
関係会社未収入金	2,024,475	前受収益	79,213
その他	76,447	賞与引当金	18,537
		株主優待引当金	122,287
		店舗閉鎖損失引当金	1,650
		資産除去債務	6,386
		その他	176,199
【固定資産】	7,052,519	【固定負債】	1,052,890
（有形固定資産）	3,025,438	退職給付引当金	386,355
建物	2,748,785	資産除去債務	593,193
構築物	566	その他	73,342
工具、器具及び備品	265,718		
リース資産	10,367	負 債 合 計	5,288,076
		純 資 産 の 部	
（無形固定資産）	17,712	【株主資本】	7,540,932
ソフトウェア	783	（資本金）	49,340
その他	16,928	（資本剰余金）	506,530
		資本準備金	13,340
（投資その他の資産）	4,009,369	その他資本剰余金	493,190
関係会社株式	490,309	（利益剰余金）	7,011,282
関係会社長期貸付金	43,333	その他利益剰余金	7,011,282
繰延税金資産	543,701	繰越利益剰余金	7,011,282
敷金及び保証金	2,835,495	（自己株式）	△26,219
その他	96,529	純 資 産 合 計	7,540,932
資 産 合 計	12,829,008	負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,829,008

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

損 益 計 算 書

(2024年 3 月 1 日から
2025年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			3,535,826
売 上 原 価			612,621
売 上 総 利 益			2,923,205
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,555,753
営 業 利 益			1,367,451
営 業 外 収 益			
協 賛 金 収 入	181,320		
そ の 他	19,644		200,964
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	6,545		
過 年 度 消 費 税 等	68,429		
そ の 他	224		75,199
経 常 利 益			1,493,216
特 別 利 益			
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 額	6,799		6,799
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	1,797		
減 損 損 失	78,085		
店 舗 閉 鎖 損 失	7,106		
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,650		88,640
税 引 前 当 期 純 利 益			1,411,375
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	480,193		
法 人 税 等 調 整 額	11,045		491,239
当 期 純 利 益			920,136

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

株主資本等変動計算書

(2024年 3 月 1 日から)

(2025年 2 月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己 株式	株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	49,340	13,340	492,319	505,659	6,661,010	6,661,010	△50,177	7,165,831	7,165,831
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△569,864	△569,864	－	△569,864	△569,864
当 期 純 利 益	－	－	－	－	920,136	920,136	－	920,136	920,136
自 己 株 式 の 処 分	－	－	871	871	－	－	23,958	24,829	24,829
当 期 変 動 額 合 計	－	－	871	871	350,271	350,271	23,958	375,101	375,101
当 期 末 残 高	49,340	13,340	493,190	506,530	7,011,282	7,011,282	△26,219	7,540,932	7,540,932

(金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- | | | |
|--------|---|-------------|
| ① 有価証券 | 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② 貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） | |

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 15年～34年
構築物 20年
工具、器具及び備品 3年～15年 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零又は残価保証額とする定額法を採用しております。 |

(3) 重要な引当金の計上基準

- | | |
|-------------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| ③ 株主優待引当金 | 株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。 |
| ④ 店舗閉鎖損失引当金 | 店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、翌事業年度以降に閉鎖することが決定した店舗について、損失見込額を計上しております。 |

- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に顧客である子会社に対して、商標使用許諾、経営管理及び業務受託並びに店舗資産管理、食材販売等を行っております。

商標使用許諾取引は、契約期間における商標等の使用許諾が主な履行義務であり、使用許諾期間が経過するにつれて顧客が便益を享受することから、一定期間にわたって履行義務が充足される取引であると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

経営管理及び業務受託並びに店舗資産管理に係る取引は、契約内容に応じた経営指導や管理業務、店舗資産管理等のサービスを提供することが主な履行義務であり、サービスを提供するにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたって履行義務が充足される取引であると判断し、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。

食材販売取引は、顧客からの注文された食材等を手配することが主な履行義務であり、顧客に食材等を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で代理人取引として手数料の額を収益認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|--------|-------------|
| 有形固定資産 | 3,025,438千円 |
| 減損損失 | 78,085千円 |
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位を主に店舗としております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みであること等、減損の兆候が認められる資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上しております。なお、店舗固定資産の回収可能価額は主として使用価値により測定しております。

減損損失の認識及び測定において使用する将来キャッシュ・フローは、取締役会において承認された翌事業年度の事業計画を基礎としております。事業計画は複数の仮定に基づいて策定されております。売上高については、直近の実績を基礎として、インバウンド需要の好調、食材価格等の値上がりを踏まえたメニュー単価の改定、メニュー見直し等による客数増加が翌事業年度以降も継続することを仮定しております。また、売上原価、販売費及び一般管理費については、一部の原材料価格、水道光熱費及び物流費が高止まりしていることや、人材採用の積極化と生産性向上により当事業年度と同水準の人件費の計上が翌事業年度以降も継続することを仮定しております。

当社は、店舗固定資産の減損における主要な仮定を、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。主要な仮定

は、外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、見積りの変更が必要となった場合には、翌事業年度において店舗固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	543,701千円
--------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、取締役会において承認された翌事業年度の事業計画を基礎にして課税所得を見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。当社の売上高は、主に子会社に対する商標使用許諾、経営管理及び業務受託等であり、子会社の事業計画により変動し、当該事業計画は、複数の仮定に基づいて策定されております。子会社の売上高については、直近の実績を基礎として、インバウンド需要の好調、食材価格等の値上がりを踏まえたメニュー単価の改定、メニュー見直し等による客数増加、さらに当事業年度に新規出店した店舗による売上高への寄与が翌事業年度以降も継続することを仮定しております。また、売上原価、販売費及び一般管理費については、一部の原材料価格、水道光熱費及び物流費が高止まりしていることや、人材採用の積極化と生産性向上により当事業年度と同水準の人件費の計上が翌事業年度以降も継続することを仮定しております。

当社は繰延税金資産の回収可能性における主要な仮定を、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。主要な仮定は、外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、見積りの変更が必要となった場合には、翌事業年度において回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	3,000,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引額	2,300,000千円

(2) 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

建物	4,412,707
構築物	12,498
工具、器具及び備品	1,232,754
リース資産	189,718
合計	5,847,680

(3) 取締役に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債務	39,423千円
------	----------

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	3,406,064千円
業務委託費	133,158千円
その他	14,274千円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息	333千円
支払利息	1,664千円
その他	1,217千円

(2) 過年度消費税等

過年度消費税等の内容は、修正申告を予定している金額を計上したことによるものです。

(3) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
東京都他	店舗(9店舗)	建物附属設備他	78,085千円

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

店舗にかかる減損損失の内訳は、建物65,641千円、構築物1,752千円、工具、器具及び備品6,044千円、その他4,647千円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを13.49%で割り引いて算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	13,285株
------	---------

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務	203,916千円
退職給付引当金	131,399千円
減価償却超過額	197,167千円
株主優待引当金	41,590千円
関係会社株式評価損	397,466千円
その他	51,995千円
繰延税金資産小計	1,023,536千円
評価性引当額	△401,344千円
繰延税金資産合計	622,191千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	74,964千円
リース資産	3,526千円
繰延税金負債合計	78,490千円
差引：繰延税金資産純額	543,701千円

(2) 決算日後の法人税等の税率変更に係る事項

2025年3月31日に、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が公布され、2026年4月1日以降開始する事業年度より法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、2027年3月1日以降開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が34.01%から34.85%に変更されます。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が10,202千円増加し、法人税等調整額(貸方)が同額増加する見込みです。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の 名称	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	S F P ダイ ニング株式 会社	飲食事業の 運営	(所有) 直接 100.0	役員の兼任 経営指導 業務受託 資金の借入	資金の返済 (注1)	500,000	関係会社 短期借入金	—
					利息の支払 (注1)	1,664	—	—
					経営指導料 等の受取 (注2)	2,158,826	関係会社 売掛金	208,174
					営業設備の 賃貸(注3)	947,947		
					店舗食材の 供給(注3)	260,981		
					店舗経費等 の支払	22,600,333	関係会社 未収入金	2,017,063
					店舗売上金 等の収納	15,592,360	関係会社 未払金	1,445,986

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1年、一括返済としております。

なお、担保は受け入れておりません。

2. 経営指導料等については、双方協議の上、合理的に決定しております。

3. 営業設備の賃貸料及び店舗食材の供給価格については、市場価格を参考に交渉の上決定しております。

(2) 役員等

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	330円74銭
(2) 1株当たり当期純利益	40円36銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月14日

S F Pホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田村 剛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 信治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S F Pホールディングス株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S F Pホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月14日

S F Pホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 村 剛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 信 治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S F Pホールディングス株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。又、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月14日

S F P ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員（社外取締役） 長 南 伸 明 ㊟

監査等委員（社外取締役） 高 見 由香里 ㊟

監査等委員（社外取締役） 柿 田 徳 宏 ㊟

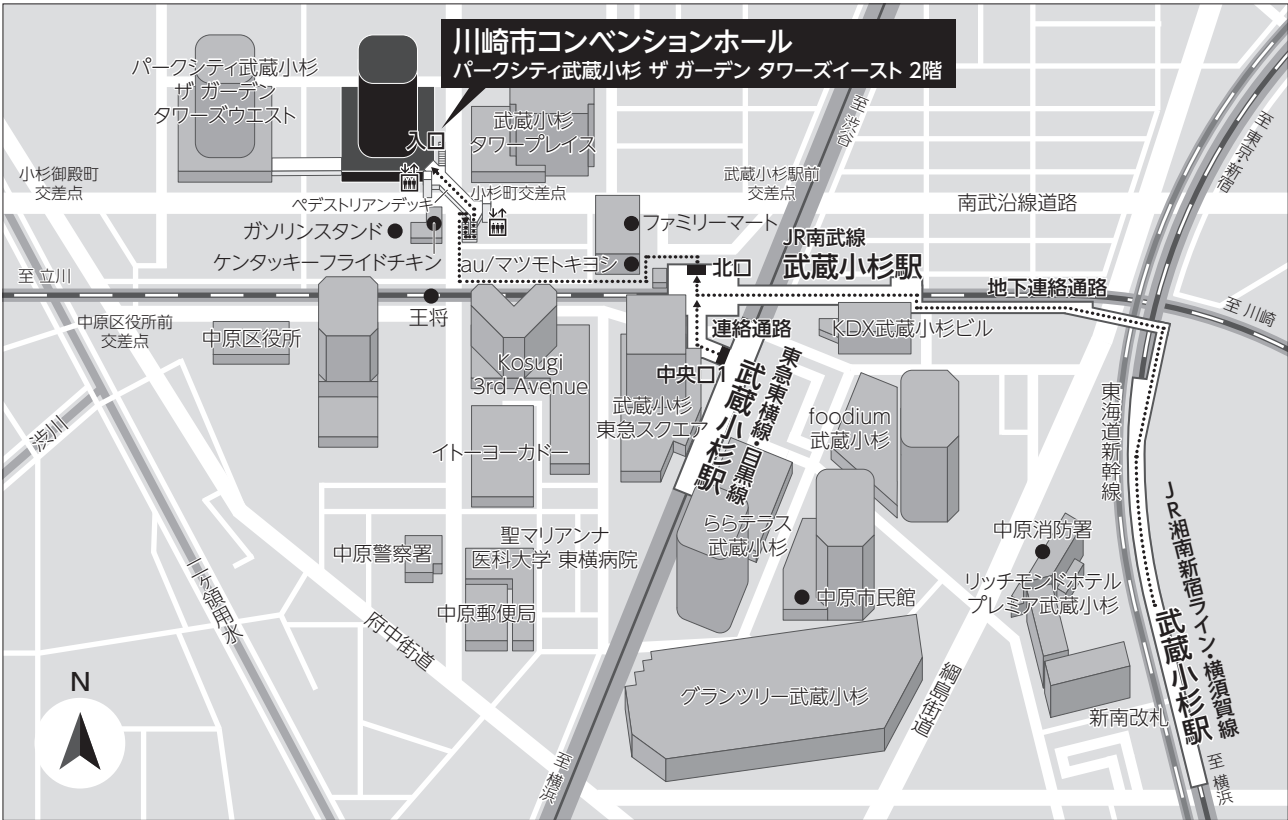
監査等委員（取 締 役） 石 井 祐 輔 ㊟

以 上

株主総会会場 ご案内図

川崎市コンベンションホール

神奈川県川崎市中原区小杉町2丁目276番地1
パークシティ武蔵小杉 ザ ガーデン タワーズイースト 2階



交通のご案内

「武蔵小杉」駅

JR線北口 徒歩約4分

- JR南武線
- JR湘南新宿ライン・横須賀線・相鉄線
- 東急東横線・目黒線

北改札から北口を出てください。

JR湘南新宿ライン・横須賀線ホームは、南武線ホーム及び北改札と距離がございます。ホーム直結の新南改札からは出ずに、地下連絡通路を利用して、南武線ホーム方面へ進み、北改札から北口を出てください。

JR線方面改札から、中央口1より連絡通路を進みJR線北口を出てください。

※駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関にてご来場いただきますようお願い申し上げます。

※株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、予定しておりません。なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

SFPホールディングス株式会社

<https://sfpdining.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。